

市第 41 号議案関連資料

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例及び横浜市震災対策条例の一部改正について

1 趣旨

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成 25 年 6 月 21 日に公布・施行されたことから、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」及び「横浜市震災対策条例」の一部を改正します。

2 条例改正の概要

災害対策基本法で自主防災組織の定義について規定していた条文が、第 5 条第 2 項から第 2 条の 2 第 2 号へ変更になったため、同法を引用している条例の条文を改正します。

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号から第 3 号まで省略) (4) 町の防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第 5 条第 2 項</u> に規定する自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第 1 号から第 3 号まで省略) (4) 町の防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第 2 条の 2 第 2 号</u> に規定する自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会等をいう。

横浜市震災対策条例 新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (第 1 号及び第 2 号省略) (3) 自主防災組織 自治会、町内会その他の災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第 5 条第 2 項</u> に規定する自主防災組織をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (第 1 号及び第 2 号省略) (3) 自主防災組織 自治会、町内会その他の災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第 2 条の 2 第 2 号</u> に規定する自主防災組織をいう。

3 施行期日

公布の日から施行します。

【参考】

災害対策基本法 新旧対照表（本市条例改正関連部分）

現行	改正案
	<p>(基本理念)</p> <p>第2条の2</p> <p>災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）</p> <p>その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。</p>
<p>(市町村の責務)</p> <p>第5条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、<u>水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。</u></p>	<p>(市町村の責務)</p> <p>第5条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、<u>水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。</u></p>